

アルケイアー記録・情報・歴史―

第一〇号 二〇一六年三月 五七―七三頁

南山アーカイブズ

特集Ⅰ「ヒルシュマイヤープロジェクト完結記念研究会」

南山アーカイブズとヒルシュマイヤープロジェクト ―研究資源アーカイブズの可能性

永井英治

南山大学人文学部人類文化学科

Nanzan Archives and the Hirshmeier Project : Possibilities of Research Resource Archives

Department of Anthropology and Philosophy, Faculty of Humanities,
Nanzan University

NAGAI Eiji

Archeia: Documents, Information and History
No.10 March, 2016 pp.57-73
Nanzan Archives

はじめに

- 一 南山学園／南山大学における「個人資料」の収集・保管
- 二 ヒルシューマイヤー関連資料の所蔵という偶然的
- 三 組織資料アーカイブズは個人資料を持ち得るか
- 四 研究資源アーカイブズの可能性―むすびにかえて

南山アーカイブズとヒルシュマイヤープロジェクト

——研究資源アーカイブズの可能性

永井英治

はじめに

本稿は、ヒルシュマイヤープロジェクト完結記念研究会での報告を、当日の議論を踏まえて再構成したものである。プロジェクトの主題であるヒルシュマイヤー著作集^①に収録する諸論稿をアーカイブズ^②から提供することは、プロジェクト実現の前提となる意味を持っていたが、同時にそれは、アーカイブズの利用のあり方について再考する機会ともなった。本稿では、この経験に基づいて、アーカイブズの収蔵資料について、あらためて検討したい。

忘れられた研究者となってしまうていたヨハネス・ヒルシュマイヤーの関係資料が今日まで残されるに至った事は、細部についてわからないことが多い。推測できるのは、いくつかの偶然が作用した結果であろうということである。後述するように、その偶然は、大学史と大学史資料の「伝来」を体現しており、その意義を考えることは、大学アーカイブズと大学史および大学史資料との関係を検討することに他ならない。また、ヒルシュマイヤー関連

資料が著作集刊行というプロジェクトを実現させる有効な基盤となったことに、大学アーカイブズの存在意義のひとつが確認できる。

ヒルシュマイヤー著作集のひとつの柱は、彼の日本経営史に関する論稿を集成することにあった。これは日本経営史研究の領域での作業であり、したがって、このプロジェクトに関しては、アーカイブズは研究のために利用されたと評されよう。しかし、大学アーカイブズであつても研究のためだけに存在するものではなく、アーカイブズの利用は多様である。そして、多様であるべきであると言ひ直されるアーカイブズの利用について、アーカイブズの現場は模索を続けている。

南山大学史料室での学内利用者の状況を省みると、やはり、教員による研究のための利用を挙げなければならぬ⁽³⁾。また、授業での利用もしくは演習などの報告準備のために、学生が利用する事例が増えた。教員による利用と学生による利用とは無関係ではなく、教員の研究成果が授業に反映された結果、教育的利用としての学生の利用が生じたと理解することができる。これは、研究と教育を行なう大学であるがゆえに顕在化したアーカイブズ利用のあり方であると考えられるが、アーカイブズ一般においても同様の可能性を否定する必要はない。大学よりはやや長期的なスパンになるのかもしれないが、アーカイブズの研究利用が成果を生み出し、それが社会に還元され、次なる利用を生み出すことは、アーカイブズからの視点だけでなく、研究の公共性からもむしろ歓迎されよう。とすれば、アーカイブズの研究利用は、むしろアーカイブズの可能性を拡大することに貢献すると思われる⁽⁴⁾。少なくとも、研究と教育の双方を目的とする大学のアーカイブズにおいては、その効果がわかりやすく現れる。

このような効果を考えるとき、「文化資源」概念を用いて説明することが可能である。文化資源学⁽⁵⁾では、文化資源について「文化を資源化する」主体としての人間を重視し、文化資源を能動的概念として把握する指向を有する

が、「資源化された文化」の利用を考えることも重要な課題^⑥であり、その利用は研究に限定されない。したがって、本稿の副題が「研究資源」と表記するのは、反語的使用を意図するものにほかならないが、前述のような「研究」利用の意義を評価する立場からは、「研究資源」という指向には一定の意義が認められる。それは、研究利用に対応し難くなつていくアーカイブズの状況への批判でもある。

今回のプロジェクトで利用した、南山大学第三代学長ヒルシュマイヤーの関連資料は大きく二つのグループに類別される。ひとつは、ヒルシュマイヤーの著作であり、印刷公表されたもの、草稿（タイプ原稿）などが含まれる。もうひとつは、ヒルシュマイヤーに関わる大学事務文書である。ヒルシュマイヤーは学長在職中に急逝したため、ヒルシュマイヤーの葬儀は大学葬として行なわれた。この大学葬の実施に関わる事務文書がひとつのまとまりとなる。また、ヒルシュマイヤーの業績に対する社会的評価／顕彰の準備として、履歴や業績が南山大学によってまとめられている。個人情報であるが、研究者の学歴・研究歴と業績であり、公表される性格の情報である。大学事務文書が大学アーカイブズに所蔵されることで大学アーカイブズは成り立つが、個人の著作は、出処自体が大学という組織ではなく、研究者ヒルシュマイヤーの管理下にあったもので、個人資料と言えるものであり、それが大学アーカイブズの収蔵対象であるべきか、議論の対象となろう。内容も、大学の組織運営に直接関わるわけではない。^⑦しかし、それが所蔵されていたからこそ、ヒルシュマイヤー著作集を刊行することができたのも揺るぎのない事実である。そして、少なくとも私は、このプロジェクトを通して、南山大学の歴史に果たしたヒルシュマイヤーの役割^⑧が以前より理解できるようになったと考えている。それは大学史の問題であつて、大学アーカイブズの問題ではないと一蹴することでもできるのかもしれないが、大学史の理解が進むことによって、大学史資料でもある大学事務文書の理解も精度を増すと考えるのは、詭弁であらうか。本稿では、このような問題関心に基づきながら、ヒルシ

ユマイヤー関連資料を材料として、大学アーカイブズにおける個人資料の扱いについてあらためて考えたい。

一 南山学園／南山大学における「個人資料」の収集・保管

南山学園史料室のみが設置されていた段階から、南山学園史料室では学校法人南山学園と、この法人が経営する／していた諸学校、法人の設置母体である神言修道会に関する史資料を収集・保管してきた。それは、南山学園史料室の字義をほぼそのままに理解した活動であった。収集された史資料のうちには、現・旧教職員・学生生徒らから寄贈されたものも含まれていた。それらは、出処から見れば「個人資料」であるが、そのような意識はなく、南山学園に関する史資料として収集・保管されていたと言える。組織的な資料保存の制度がない以上、個人からの寄贈によるものでなければ、廃棄された文書などを拾い集めることになる。「アーカイブズ」が意識される以前に見られた、典型的な年史編纂のための史料収集または「史料室」の活動である。

現・旧教職員から寄贈される資料には、当の教員の著作が少なくない。それらは図書館資料と重複する場合が少なくないが、大学の現・旧教員の著作が当の大学図書館に所蔵されていない場合もある。これは、その大学に勤務する以前の著作に見られがちなことであろう。そして、そのような著作については、当該大学の個別沿革史の視点からも検討の対象となり難いこともほぼ首肯される。しかし、新設された大学／新設されて間もない大学の場合、どのような研究を行なってきた教員を任用しているかは、どのような大学を作り上げようと考えているかが具体的に現れるのであり、大学史にとって重要な分析対象となるはずである。これは、学部・学科の増設についても言えることである。

一方、当該大学の教員となつてから発表した論稿の場合、発表媒体によつては、その大学図書館に収蔵されていないことがある。紀要のように大学または大学内の組織が編集し発行する雑誌が収蔵されていないとすれば、大学図書館としての機能が疑われよう。しかし、ひとつの大学の学科や研究室内に事務局を置きながら、組織としては大学から独立した学会／研究会が発行主体となる場合、その学会／研究会が大学図書館に寄贈しなければ収蔵される機会は生じない。あるいは、図書館で言うところの灰色文献の代表格である科学研究費による研究報告書などは、所蔵されているものの方が少ないのではないかも知らん、大学図書館が学内での研究成果の収集に意識的で、そのような文献を積極的に収集していれば事態は異なる。機関リポジトリは、このような文献を積極的に集積することが求められるが、過去へ遡及して収録することには費用や著作権の問題で困難が予想される。

大学アーカイブズは、このような大学図書館における蔵書の限界を補い、情報提供によつて利用者の便宜を図ること、つまりMLA連携の一翼を担うこと……だけが求められているのではない。資料の原型を維持し、著者の書き込みを尊重し、抜刷や草稿など図書館での収蔵になじみ難い（と当の図書館が主張する）資料を積極的に扱うことは、大学アーカイブズが大学史資料の収蔵というCollecting Archivesの機能をも担う限り、重要な業務である⁽¹⁰⁾。

このように見てくると、ヒルシュマイヤーの著作を南山アーカイブズが所蔵することは、大学アーカイブズの目的を逸脱するものではなく、むしろ利用を促進すべく積極的に情報発信すべきものと考えられる。著作集の編集・発行は、その延長線上に位置付けられる。ただし、南山アーカイブズの現状では、ヒルシュマイヤー関連資料は例外的な位置付けにある。とくに南山学園史料室では、かつて、原秩序記録は意識されていなかった。資料はそれぞれの内容によつて分類され、該当するファイルに格納された。現在確認できる旧蔵者情報は個人寄贈の一部であり、それが個々の資料に記されることがあつても、出処単位での全体像が把握できるようにはなっていない。ヒルシュ

マイヤーの著作は、それ自体でまわっていることと、出処がヒルシュマイヤー以外に考えられないという理由で個人資料として把握できるのである。

二 ヒルシュマイヤー関連資料の所蔵という偶然

研究のために収集した資料や、研究の途上で作成された草稿やメモなどを、当の研究者が一括して寄贈するのは、研究をやめるときか、研究テーマを大きく変えた場合など、あまり起こらない事態であろう。研究の方法によつては、研究機関を離れたとき、研究の継続が困難となることが予想される。固有名詞は伏すが、自然科学系の研究者で、大学を退職してからしばらく経ったのち、標本資料をかつての勤務先ではない施設に寄贈したことを当人から聞いた。断片的な会話が情報源であるため、詳細は不明なところもあるが、保存環境の維持など個人では保管が困難な標本類であり、かつての勤務先には関心を持つ研究者がいなかったため、寄贈先を探したとのことである。研究機関において、研究テーマが次世代に継承されない場合、せっかく収集した資料が保管されなくなることは、残念ではあるが珍しいこととは言えない。この事例では、標本資料は寄贈されたが、写真資料は当事者の手元に残されており、一体であったはずの研究資料が分割されている。それでも、標本資料が全く失われなかっただけ幸運であるかもしれない。

いまひとつは、研究者の遺族からの寄贈である。この場合も、故人のかつての勤務先にまず打診されるものと思われるが、寄贈辞退あるいは一部の受け入れにとどまることは少なくないと考えざるを得ない。これも固有名詞を伏すが、故人のかつての勤務先は蔵書のみを受け入れ、研究資料であるとともに故人にはややコレクションの意味

を持っていたかもしれない資料は、まったく別の研究機関が寄贈を受け入れた。蔵書を受け入れた研究機関は図書館で個人文庫のひとつとして扱い、Web ページでも紹介している。資料を受け入れなかったのは、あるいは、図書館での所蔵になじみ難いと判断したのかもしれないが、これは推測にとどまる。また、資料を受け入れた研究機関を評価することも、ここでは控える。故人となった研究者の旧蔵資料の行く末がいかに不安であるか¹⁾理解されることが、ここでの目的である。

ヒルシュマイヤー関連資料が現在まで残されてきたのは、いくつかの「偶然」の結果である。第一に、ヒルシュマイヤーは現役の学長として、突然に死亡した。この結果、研究室・学長室に保管されていたものは、当人による整理を経ずそのまま残された。第二に、ヒルシュマイヤーは南山大学を経営する学校法人南山学園の設置母体である神言修道会に所属する神父であったので、遺品が遺族の手にわたることは基本的になかった。神言修道会では、個人の財産は原則的に存在せず、所属する共同体たる神言修道会の財産とされるところである。以上はヒルシュマイヤーの個人的属性に帰する理由であり、アーカイブズ以前の問題である。

いまひとつの「偶然」として、ヒルシュマイヤーが死去した頃の南山学園／南山大学における学園史／大学史資料の保存体制の問題がある。

南山大学が現在の名古屋キャンパスに移転した一九六四年に、職員である松風誠人の編纂・単独執筆による『南山学園の歩み』が刊行された。『南山学園の歩み』は、叙述の中心を南山中学校（旧制）↓南山小学校↓名古屋外国語専門学校↓南山大学と移している点に特徴があり、一九四九年設置の南山大学については、初期についての叙述にとどまっている。ただし松風は、刊行された同書に含まれていない部分についても典拠を挙げた原稿を作成していたようで、草稿が南山アーカイブズに保管されているわけではないが、そのことを示す資料が残されている。

さらに松風は、『南山学園の歩み』を刊行した後も同書の加除修正作業を続けていた。現在の南山アーカイブズには、『南山学園の歩み』が刊行されるキャンパス移転までは、おもに松風による筆写資料を中心とした詳細な史資料メモが作られているが、その後はオリジナル資料が増える。いずれも内容によって分類され、整理された状態となっている。

こうした作業を、松風は移転した大学図書館の一室で続けていた。『南山学園の歩み』の編集刊行は南山学園理事長アルベルト・ボルトの指示によるものであったので、これらの作業が松風の個人的営為であったわけではない。しかし、刊行後の『南山学園の歩み』の加除修正が松風の自筆によって複数の本に施されているように、職員個人の努力に大きく依存した作業であったことは間違いない。作業をする松風が近寄り難く見られた背景には、こうした事情もあったのかもしれない。

一九七二年に学長に就任したヒルシュマイヤーは、学長として南山大学の略史を叙述した小冊子を発行した。また、一九七四年に南山大学が創立二十五周年を迎えるのを記念して二十五年史の編纂も計画された。

松風は一九七五年には定年退職しており、松風の作業に協力していた職員も一九七八年に定年を迎えている。ただし松風は定年退職の後も資料整理の仕事を続けており、少なくとも一九七六年度段階では図書館の一室で作業していたことを記憶する職員がいる。また、一九七四年六月に開催予定の南山大学二十五周年記念誌編纂委員会への松風宛出席依頼状が残されている。このことから、実現しなかった南山大学二十五周年記念誌に関する資料として現在みることでできるものには、松風の手元にあった文書が含まれていたこともわかる。一九七〇年代中頃まで、南山大学の歴史資料の整理と記念誌編纂に松風が関わったことは確実なのであるが、別途紹介したように、ヒルシュマイヤーが南山学園事務職員研修の一環として行なった講演で言及される年史編纂作業の中心とされる人物は、

南山大学二十五周年史編纂委員会委員長でもなく、松風誠人でもその協力者でもない。南山大学二十五周年史編纂事業がいつの間にか消滅するのとはほぼ同時期に、南山大学の年史編纂とその前提としての資料整理の業務は、松風の手を離れていったらしい。

三 組織資料アーカイブズは個人資料を持ち得るか

組織資料アーカイブズとは、非現用となった業務文書の移管を受け入れる施設、収集資料アーカイブズとは、特定のテーマに関する資料を網羅的に収集する施設と定義した場合、日本のアーカイブズは、National Archivesとしての国立公文書館、自治体設置のいわゆる公文書館、大学アーカイブズ等、多くの場合、二つのアーカイブズ機能を併せもっていることが特徴である。したがって、本章の主題を考える場合、組織資料アーカイブズとして個人資料を所蔵対象とするのか、組織資料アーカイブズでもあるが収取資料アーカイブズであるがゆえに個人資料を所蔵するのかを区別しなければならない。後者の場合、設定されたテーマがたとえばひとりの芸術家であった場合、個人資料を除外してはそのアーカイブズ自体が成り立たない。問題は、組織資料アーカイブズが、アーカイブズ設置母体で作成された業務文書のうち非現用とされたもののみを所蔵対象とするか否かについて、共有可能な論理によって回答を用意することである。

ここでは、本稿の趣旨に照らし合わせて、大学アーカイブズを対象として、組織資料アーカイブズにおける個人資料の扱いについて論じた二つの先行研究（堀田慎一郎「大学アーカイブズにおける個人・団体文書（一）」¹⁴、菅真城「大学アーカイブズの理念的研究」¹⁵）を取り上げたい。いずれも、大学における教育研究活動に関わって作成さ

れる資料について論じたものである。南山大学でもヒルシュマイヤー関連資料のうち、彼の研究活動に関する資料はヒルシュマイヤー個人によって管理されていた。教育研究に関する資料がそれを担う研究者によって個人的に管理されることは、いくつかの例外や教育成果としての成績がそれを管理する部署に提供されたのちを除けば、基本的に同意されよう。したがって、大学アーカイブズにおいて、個人資料として考えるべき第一に、研究者である教員が保存してきた資料が挙げられることになる。⁽¹⁵⁾堀田・菅ともに、それらの研究資料⇨個人資料の重要性を認めることは共通している。

しかし、堀田はアーカイブズの現状・固有性を論拠に、研究資料⇨個人資料の大学アーカイブズへの受け入れを否定する。堀田によれば、大学アーカイブズは自らの存立基盤を確立すべき段階にあり、学内の他の研究資料保存機関でも行なっているような研究資料の保管を大学アーカイブズの業務に加えると、組織資料アーカイブズとしての固有の意義が失われ、「多くのなかのひとつ」になってしまうのである。個人資料の受け入れは、組織資料アーカイブズの機能を損なうことになるので大学アーカイブズでは行なうべきではなく、作成主体または大学アーカイブズ以外の施設に任せるべきであるとの主張がこうして導かれる。

いっぽう、菅は教育研究が大学の業務であることを主張し、教育研究に関する資料は大学の説明責任を保証するものと位置付ける。したがって、大学アーカイブズが教育研究に関する資料を保存することを否定しないが、大学アーカイブズのいわばキャパシティの問題がそれを不可能にしている現状では、学内の他の施設との連携によって情報把握という最低限の役割だけでも把握しておくべきとする。

大学アーカイブズの現状認識においても、堀田と菅に基本的な差異はない。また、大学アーカイブズで研究資料が受け入れられない代替措置として、学内の他の施設に依存せざるを得ないと考えることも共通している。しかし、

堀田の主張では、教育研究活動に関する資料は大学の業務文書とはみなされないから、大学アーカイブズは所在情報の把握に努めることもない。ここに、菅の主張との明確な相違点がある。堀田・菅ともに日本史研究を出自としており、とくに堀田は日本近代史研究を継続している（菅も日本古代史について自己の課題があるという）から、研究資料の行く末を傍観するしかないのは苦痛以外の何物でもないであろう。

連携による情報把握という菅の指摘は、MLA連携が課題とされる現状においては共感を得やすいものと思われる。ただし、なぜ大学アーカイブズが教育研究に関する資料の所在情報を把握すべきか、その根底には菅の大学アーカイブズの機能・目的に関する理解があることを見過ごし、連携という字句だけで判断すべきではない。

組織資料アーカイブズは非現用となった業務文書に所蔵対象を限定し、大学アーカイブズでは業務文書をさらに限定的に捉える。対象を限定することで組織資料アーカイブズは成果を生み出してきたのであり、それはひとつの方法であるが、こうした手法に対しては批判的な声もある。所在情報の把握に努めることが最低限の役割であるとする菅の指摘は、それらに対する真摯な回答である。

菅の主張を評価するように、私もまた、教育研究は大学の業務であると考えており、それゆえに、非現用となった業務文書を対象とする組織資料アーカイブズとしての大学アーカイブズは教育研究に関する資料を拒絶すべきとする主張には同意し難い。ただし、現状については、堀田・菅と認識を共有するものであり、学内の他の施設に教育研究に関する資料が所蔵されることを否定しない。菅の指摘のごとく、所在情報が共有されれば、大学アーカイブズに期待される役割は損なわれなない。大学アーカイブズはいかにあるべきかという理念が先行して、実態が示唆する可能性を否定する必要はないと考える。

四 研究資源アーカイブズの可能性―むすびにかえて

研究会当日の岡部桂史による報告によれば、今回のプロジェクトは、ヒルシュマイヤーの研究に対する関心を呼び起こしたという点で一定の成果を挙げることができたと評価されよう。とすれば、プロジェクトを可能にしたヒルシュマイヤー関連資料が保管されてきたことにも一定の評価を与えてよいことになるろう。

近年の学際的研究の盛行や、パラダイムが崩壊しながら次のパラダイムが容易に形成されない学術状況では、研究者が自らの存立基盤を確認する作業として可能であるのは、ひとつは学史の再検討、もうひとつは資料論ではないかと思われる。少なくとも、人文科学なかんずく歴史学では、そのように意識されよう。

先行する研究者が蓄積した資料や、草稿・メモ類など研究過程の産物は、このような、研究の存立基盤を確認する作業にとって有効な検討対象となるであろう。その作業からどのような成果が導かれるかは未知数であるが、研究対象となる資料そのものが失われていては研究そのものが不可能となる。これまで検討してきた個人資料が研究資料として利用される可能性は高いのである。もちろん、それは大学運営などの業務文書が研究対象とならないということではない。と同時に、大学教員が行なった研究に関する説明責任の担保として、個人資料≡研究資料が果たすべき役割も忘れてはならない。

このようにみてくると、大学アーカイブズに研究資源アーカイブズとしての役割が期待されることは否定されない。なお、大学アーカイブズまたは学内諸施設に保管される個人資料≡研究資料は、それらが寄贈された段階で旧蔵者が不要（？）としたものに再利用の可能性を与えるのであるから、そこには資源化の意味が込められる。これを踏まえながらも、より広義の概念である「文化資源」を本稿で用いなかったのは、多様な利用の可能性がある「文

化資源」について、商業的利用を含めて、それらの多様な利用法に言及できない現段階では、最低限の利用として研究および教育利用から始めたいと考えるからである。つまり、暫定的に研究資源と表現するが、いずれ上位概念である文化資源に収斂すべきと考えている。

しかし、今回のヒルシュマイヤープロジェクトに触発されて、ヒルシュマイヤーの研究をオリジナル資料に基づいて再検証したいという研究者が現れても、現状の南山アーカイブズでは、いくつもの障害を乗り越えなければならぬ¹¹⁾。資料所蔵機関の中には事前の閲覧申請を必要とするところがあり、それは大学アーカイブズでも同様である。資料保護の観点からやむを得ない場合があることは理解されるが、利用のしやすさを求めることはアーカイブズの基本姿勢ではなからうか。とくに、アーカイブズの場合は資料についての理解を前提としなければ、活用の方法を考えることもできない。アーカイブズの業務には、資料についての調査研究は不可欠であると考えてるが、南山アーカイブズは制度と実態の双方において不十分とみなされる。

「研究資源アーカイブズの可能性」とは、現在の南山アーカイブズにとって反語である。

註

- (1) 『工業化と企業家精神』(二〇一四年、日本経済評論社)および『南山学園史料集10 ヒルシュマイヤー著作集 教育編』(二〇一五年、南山アーカイブズ)として刊行され、さらに補遺として二つの論稿が『アルケイアー記録・情報・歴史』第九号(二〇一五年三月、南山アーカイブズ)に掲載された。
- (2) ヒルシュマイヤー関係資料は南山学園史料室に所蔵されて

いたが、ヒルシュマイヤー著作集編集作業のため、南山学園史料室から南山大学史料室に移管された。『工業化と企業家精神』が刊行された段階では南山大学史料室が存在していたが、二〇一四年九月、南山学園史料室と南山大学史料室は南山アーカイブズとして統合された。このため、二〇一五年三月に刊行された『南山学園史料集10 ヒルシュマイヤー著

『作集教育編』は南山アーカイブズからの刊行となっている。南山アーカイブズは、学校法人南山学園とこの法人が経営する学校共同体のアーカイブズである。したがって、南山アーカイブズを大学アーカイブズとすることは厳密さを欠くが、南山アーカイブズが大学アーカイブズの機能を包含していることは統合本来の趣旨でもあるので、とくに区別して論じるべき場合を除き、南山アーカイブズを以て、そこに包含されている（はずの）大学アーカイブズについて論じるものとす

(3) 主な関心を挙げれば、アントニン・レーモンドの建築、南山大学の歴史である。とくに後者は、南山大学の歴史そのものを主題としない授業の中で扱われていたらしい。

(4) これまでの議論では、アーカイブズの利用者が専ら研究者であることに對する批判を起点としていたが、研究利用も開拓しなければならぬ大学アーカイブズでは、研究のための利用をアーカイブズの発展の阻害要因と見るような議論が有効であるか疑問である。

(5) さしあたり、山下晋司編『資源人類学02資源化する文化』、二〇〇七年、弘文堂を参照されたい。

(6) 研究成果の社会への還元を研究者自らが考えることは、人文学の課題とされよう。問題とされるのは「還元」の効果を短期間に求める姿勢である。

(7) ただし、ヒルシュマイヤーの論稿には、南山大学の学長と

いう属性に對する依頼であることが少なくない。ドイツ人でカトリックの神父で日本経営史の研究者でカトリック大学の学長で日本文化論・教育論を展開しているという多属性がヒルシュマイヤーへの原稿依頼の背景にあったと考えられるが、その中のひとつはまぎれもなく大学の学長であることに求められる。大学論を例に挙げれば、ヒルシュマイヤーの大学論は、ヒルシュマイヤー自身が学長として実施し／実現させようとしている具体的な事業／改革を背景に論じていることに特徴がある。このため、ヒルシュマイヤーの大学論は、南山大学で行なわれた諸事業・諸改革が、どのような意図で行なわれたかを理解する上で参考資料以上の意味を持ち、大学の組織運営を理解する重要な資料であると言えるが、それでもやはり資料の性格としては個人資料なのであろうか。

(8) 南山大学には、専任教員を研究所員とする研究所が三つあり、そのうちの二つ（南山宗教文化研究所と南山大学社会倫理研究所）がヒルシュマイヤーの構想によって設置されている。この二つの研究所は、前述のヒルシュマイヤーの多属性に基づく課題意識が形になったものであり、南山大学の現在の指向とは異なる人文・社会系総合大学の基底をなす研究機関である。このような研究機関を構想し実現したことに、ヒルシュマイヤーの業績の一端が理解できよう。

(9) 南山大学の場合、経済学部を増設が議論される中で、カトリック大学で行なわれる経済学研究が意識されたが、そのよ

うな視点で研究している人が得られないという理由でこの課題は保留とされた。ヒルシュマイヤーには、このような視点から経済学研究が期待されたと思われる。

- (10) この議論は、「大学アーカイブズが大学史資料の収蔵という Collecting Archives の機能をも担う」という認識の上に成り立っている。この認識は、大学が大学である所以というべき教育研究の機能について社会に対する説明責任を担保する、大学での教育研究に関する資料を大学アーカイブズの収蔵対象から排除すべきではないという理解につながる。ただし、この理解について異論があることは承知しており、それに対する本稿の見解は後述する。

- (11) このように顧みられなくなった資料が、それでも大学内に死蔵され、それを再評価して収蔵資料が形成されているのが、東京大学総合研究博物館などの大学博物館であると言える。西野嘉章『大学博物館―理念と実践と将来と』第一章「大学公開論」―大学博物館」および第二章「学融合論」―東京大学総合研究博物館」、一九九六年、東京大学出版会。

- (12) 永井英治「ヨハネス・ヒルシュマイヤー」『南山学園―その沿革と将来の展望』講演録と解説「アルケイアー記録・情報・歴史」第九号、二〇一五年三月、南山アーカイブズ。

- (13) 『名古屋大学大学文書資料室紀要』第一五号、二〇〇七年三月。

- (14) 菅真城『大学アーカイブズの世界』第一章、二〇一三年、

大阪大学出版会。

- (15) 事務文書を担当者が自宅に持ち帰ることは、いくつかの理由により行なわれるが、それらは、本来は例外的な措置であり、それが個人的に所蔵され伝来されたとしても、「個人資料」として処理することが適切とは限らない。なお、日本の中世社会では、組織による記録文書の管理の不備を補完するように、吏僚的存在の「家」で文書記録の管理が行なわれていたことが指摘されている。組織の文書管理がどこで行なわれるかは、一律に決せられるものではない。

- (16) 永井英治「学会アーカイブズという課題」『名古屋大学大学文書資料室紀要』第一五号、二〇〇七年三月。

- (17) 複写申請書が館長決済で処理できず、といって理事長決済が必要でもないという点に、南山アーカイブズの現状が端的に現れている。なお、自治体設置のアーカイブズで、自由に閲覧できる開架の参考資料についても、複写申請に際してのみ閲覧申請を同時にさせられる経験が複数回あった。また、公開／非公開のグレイゾーンにあるらしい資料の閲覧申請をしたら窓口で申請の取り下げを求められ、それにしたがったにもかかわらず、別の職員があとから閲覧目的を根拠より尋ねてきて、しかし、結論は変わらないという経験をした。この二つの異なる施設での経験による限り、アーカイブズは利用者の視点を忘れがちであると批判されよう。